

報告第 号

専決処分した事件の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年（2026年）5月 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

専決第9号

専 決 処 分 書

宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年（2026年）3月31日

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第23号

宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宝塚市国民健康保険税条例（昭和34年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

（4） 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（兵庫県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が法施行令第56条の88の2

第4項に規定する額を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、同項に規定する額とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第5条第1号中「第5条の4」の次に「、第7条の6」を加える。

第7条の2の次に次の4条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第7条の3 第2条第5項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の0.29を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第7条の4 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,300円とする。

（18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）

第7条の5 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、被保険者1人について100円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額）

第7条の6 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- （1） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 900円
- （2） 特定世帯 450円
- （3） 特定継続世帯 675円

第11条中「並びに第2条第4項本文」を「、第2条第4項本文」に改め、「第3項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額）」の次に「並びに第2条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額から当該各号キからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法施行令第56条の88の2第4項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額）」を加え、同条第1号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 910円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 70円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 630円

(イ) 特定世帯 315円

(ウ) 特定継続世帯 473円

第11条第2号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 650円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 50円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 450円

(イ) 特定世帯 225円

(ウ) 特定継続世帯 338円

第11条第3号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 260円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 20円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 180円

(イ) 特定世帯 90円

(ウ) 特定継続世帯 135円

第11条の2に次の2項を加える。

5 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に未就学児がある場合における当該未就学児に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額は、第7条の4に定める額から、650円を減額して得た額とする。

6 前項の規定にかかわらず、前条の規定により国民健康保険税の額を減額するものとした納税義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額は、同条の規定により減額した後の額から、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 前条第1号キに規定する金額を減額した世帯 195円

(2) 前条第2号キに規定する金額を減額した世帯 325円

(3) 前条第3号キに規定する金額を減額した世帯 520円

第11条の3の見出し中「及び均等割額」を「並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額
当該出産被保険者につき第7条の3の規定により算定した各年度の所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額
当該出産被保険者につき第7条の4の規定により算定した各年度の被保険者均等割額（第11条に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額
当該出産被保険者につき第7条の5の規定により算定した各年度の18歳以上被保険者均等割額（第11条に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額

に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
第11条の4中「第11条の4」を「第11条の5」に改め、同条を第11条の5とする。
る。

第11条の3の次に次の1条を加える。

(18歳未満被保険者の被保険者均等割額の減額)

第11条の4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3条に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第2項、第3項及び第5項から第12項までの規定中「及び第6条」を「、第6条及び第7条の3」に改める。

附則第13項中「第2条第2項から第4項まで」を「第2条第2項から第5項まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宝塚市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の8.4を乗じて算定する。

2 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この条において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第5条の4 _____及び第11条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第5条の4 _____及び第11条において同じ。)以外の世帯 23,900円

険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が法施行令第56条の88の2第4項に規定する額を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、同項に規定する額とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法

第314

条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の8.4を乗じて算定する。

2 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この条において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第5条の4、第7条の6及び第11条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第5条の4、第7条の6及び第11条において同じ。)以外の世帯 23,900円

(2)・(3) (略)

(低所得者の国民健康保険税の減額)

第11条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号ア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法施行令第56条の88の2第1項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)、第2条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号ウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法施行令第56条の88の2第2項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)並びに第2条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号オ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法施行令第56条の88の2第3項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額) _____

(2)・(3) (略)

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第7条の3 第2条第5項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の0.29を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第7条の4 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,300円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第7条の5 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第7条の6 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 900円

(2) 特定世帯 450円

(3) 特定継続世帯 675円

(低所得者の国民健康保険税の減額)

第11条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号ア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法施行令第56条の88の2第1項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)、第2条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号ウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法施行令第56条の88の2第2項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)、第2条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号オ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法施行令第56条の88の2第3項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)並びに第2条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額から当該各号キからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法施行令第56条の88の2第4項に

_____の合算額とする。

- (1) 法施行令第56条の89第2項第2号イに掲げる区分に該当する世帯に係る納税義務者

ア～カ (略)

- (2) 法施行令第56条の89第2項第2号ロに掲げる区分に該当する世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

規定する額を超える場合には、同項に規定する額)の合算額とする。

- (1) 法施行令第56条の89第2項第2号イに掲げる区分に該当する世帯に係る納税義務者

ア～カ (略)

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 910円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 70円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 630円

(イ) 特定世帯 315円

(ウ) 特定継続世帯 473円

- (2) 法施行令第56条の89第2項第2号ロに掲げる区分に該当する世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 650円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 50円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 450円

(イ) 特定世帯 225円

(ウ) 特定継続世帯 338円

(3) 法施行令第56条の89第2項第2号ハに掲げる区分に該当する世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第11条の2 (略)

2～4 (略)

(出産被保険者に係る所得割及び均等割額)
の

(3) 法施行令第56条の89第2項第2号ハに掲げる区分に該当する世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 260円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 20円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 180円

(イ) 特定世帯 90円

(ウ) 特定継続世帯 135円

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第11条の2 (略)

2～4 (略)

5 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に未就学児がある場合における当該未就学児に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額は、第7条の4に定める額から、650円を減額して得た額とする。

6 前項の規定にかかわらず、前条の規定により国民健康保険税の額を減額するものとした納税義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額は、同条の規定により減額した後の額から、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 前条第1号キに規定する金額を減額した世帯 195円

(2) 前条第2号キに規定する金額を減額した世帯 325円

(3) 前条第3号キに規定する金額を減額した世帯 520円

(出産被保険者に係る所得割並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額)の

減額)

第11条の3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第11条に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した各年度の所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。第12条の4第1項第3号及び第2項第1号において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合にあっては、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下この条において「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2)～(6) (略)

減額)

第11条の3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額(第11条に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額)は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した各年度の所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の6に定める場合には、出産の日。第12条の4第1項第3号及び第2項第1号において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合にあっては、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下この条において「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2)～(6) (略)
- (7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の3の規定により算定した各年度の所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の4の規定により算定した各年度の被保険者均等割額(第11条に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者に

2 (略)

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第11条の4 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第12条の3において同じ。)である場合における第3条及び第11条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第11条の4)に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、第11条第1号中「法施行令第56条の89第2項第2号イに掲げる区分に該当する」とあるのは「第11条の4に規定する特例対象被保険者等の法第703条の5第1項に規定する総所得金額に給与所得が含まれている場合において、当該給与所得について所得税法第28条第

つき第7条の5の規定により算定した各年度の18歳以上被保険者均等割額(第11条に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 (略)

(18歳未満被保険者の被保険者均等割額の減額)

第11条の4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額(前3条に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第11条の5 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第12条の3において同じ。)である場合における第3条及び第11条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第11条の5)に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、第11条第1号中「法施行令第56条の89第2項第2号イに掲げる区分に該当する」とあるのは「第11条の5に規定する特例対象被保険者等の法第703条の5第1項に規定する総所得金額に給与所得が含まれている場合において、当該給与所得について所得税法第28条第

2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとして当該総所得金額を算定したとき(次号及び第3号において「給与所得に係る特例算定の場合」という。)に、法施行令第56条の89第2項第2号イに掲げる区分に該当することとなる」と、同条第2号中「法施行令第56条の89第2項第2号ロに掲げる区分に該当する」とあるのは「給与所得に係る特例算定の場合に法施行令第56条の89第2項第2号ロに掲げる区分に該当することとなる」と、同条第3号中「法施行令第56条の89第2項第2号ハに掲げる区分に該当する」とあるのは「給与所得に係る特例算定の場合に法施行令第56条の89第2項第2号ハに掲げる区分に該当することとなる」とする。

附 則

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条の2及び第6条

の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

- 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条の2及び第6条

の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1

2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとして当該総所得金額を算定したとき(次号及び第3号において「給与所得に係る特例算定の場合」という。)に、法施行令第56条の89第2項第2号イに掲げる区分に該当することとなる」と、同条第2号中「法施行令第56条の89第2項第2号ロに掲げる区分に該当する」とあるのは「給与所得に係る特例算定の場合に法施行令第56条の89第2項第2号ロに掲げる区分に該当することとなる」と、同条第3号中「法施行令第56条の89第2項第2号ハに掲げる区分に該当する」とあるのは「給与所得に係る特例算定の場合に法施行令第56条の89第2項第2号ハに掲げる区分に該当することとなる」とする。

附 則

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条の2、第6条及び

第7条の3の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

- 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条の2、第6条及び第7条

の3の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1

項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の2及び第6条 _____ の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の2及び第6条 _____ の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険

項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の2、第6条及び第7条の3の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の2、第6条及び第7条の3の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険

の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の2及び第6条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の2及び第6条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税などに関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の2及び第6条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16

の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の2、第6条及び第7条の3の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の2、第6条及び第7条の3の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税などに関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の2、第6条及び第7条の3の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16

条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税などに関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の2及び第6条

_____の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の2及び第6条

_____の規定の適用については、第3条第1項中

条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税などに関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の2、第6条及び第7条の3の規定の適用については、第3条第1項

中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の2、第6条及び第7条

_____の規定の適用については、第3条第1項中

「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の2及び第6条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(平成31年度以後の年度分に係る国民健康保険税の減免の特例)

- 13 平成31年度以後の年度分に係る国民健康保険税のうち第2条第2項から第4項までの所得割に係る減免については、当分の間、第12条第2項中「当該被保険者が国民健康保険法第7条の規定による資格を取得する日(以下この項において「資格取得日」という。)の

「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の2、第6条及び第7条の3の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(平成31年度以後の年度分に係る国民健康保険税の減免の特例)

- 13 平成31年度以後の年度分に係る国民健康保険税のうち第2条第2項から第5項までの所得割に係る減免については、当分の間、第12条第2項中「当該被保険者が国民健康保険法第7条の規定による資格を取得する日(以下この項において「資格取得日」という。)の

属する月から以後2年を経過する月までの間に係る国民健康保険税を、その申請に基づき、」とあるのは、「その申請に基づき、国民健康保険税のうち第2条第2項から第4項までの所得割を」と、同項第1号中「資格取得日」とあるのは、「国民健康保険法第7条の規定による資格を取得する日(次号において「資格取得日」という。)」とする。

属する月から以後2年を経過する月までの間に係る国民健康保険税を、その申請に基づき、」とあるのは、「その申請に基づき、国民健康保険税のうち第2条第2項から第5項までの所得割を」と、同項第1号中「資格取得日」とあるのは、「国民健康保険法第7条の規定による資格を取得する日(次号において「資格取得日」という。)」とする。

令和8年（2026年）3月31日

宝塚市議会議員 各位

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分について

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の制定に伴う地方税法の一部改正及び地方税法施行令等の一部を改正する政令について、本年4月1日から施行されることに伴い、国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、下記のとおり専決処分により条例改正しましたのでお知らせします。（条例施行日：本年4月1日）

記

1 改正の概要

(1) 課税額に子ども・子育て支援納付金課税額を新設

県から徴収される子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるため、課税額に新たに子ども・子育て支援納付金課税額を加え、納税義務者へ賦課・徴収を行います。

(国民健康保険税条例第2条)

(2) 当該課税額の算定方式は「所得割額」、「平等割額」、「均等割額」、「18歳以上均等割額」

子ども・子育て支援納付金課税額は、「所得割額」、「平等割額」、「均等割額」の標準的な3方式に加えて、「18歳以上均等割額」の4つで構成します。なお、「均等割額」については、18歳未満被保険者は全額減額します。

(国民健康保険税条例第2条、第11条)

(18歳未満被保険者)

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{子ども・子育て支援} \\ \text{納付金課税分} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{平等割額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \end{array}$$

(18歳以上被保険者)

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{子ども・子育て支援} \\ \text{納付金課税分} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{平等割額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{18歳以上} \\ \text{均等割額} \\ \hline \end{array}$$

※低所得者や未就学児、産前産後などの軽減措置は、これまでと同様に適用されます。

(3) 当該課税額の来年度の税率・税額を規定

子ども・子育て支援納付金課税額の税率・税額については、本市国民健康保険運営協議会の答申に基づき、県が示す標準保険料率の水準に定めます。なお、賦課限度額については、地方税法施行令に準じます。

(国民健康保険税条例第2条、第7条)

ア 所得割額（年額）	前年の基礎控除後の総所得金額等×0.29%
イ 平等割額（年額）	900円
ウ 均等割額（年額）	1,300円
エ 18歳以上均等割額（年額）	100円

2 その他

- (1) 被保険者への周知について、本年4月より市のホームページで公開し、新規加入者への案内を行うとともに、毎年6月に送付する納税通知書に案内チラシを同封します。
- (2) 基礎課税分、後期高齢者支援金等課税分、介護納付金課税分の税額・税率については、令和8年度も据え置きます。

問合せ先 市民交流部国民健康保険課 浦川(内線2480)

総 税 企 第 44 号
令和 8 年 4 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 議 会 議 長 殿
各 指 定 都 市 市 長
各 指 定 都 市 議 会 議 長

総 務 大 臣
(公 印 省 略)

地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について

地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 8 3 号）並びに地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令（令和 8 年総務省令第 4 4 号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年総務省令第 4 5 号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年総務省令第 4 6 号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年総務省令第 4 7 号）は令和 8 年 3 月 3 1 日に公布され、原則として同年 4 月 1 日から施行されることとされたので、次の事項に留意の上、適切に運用されるようお願いいたします。

また、貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知されるようよろしくお願い申し上げます。

なお、この通知は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

- (2) 適用期間を当該事業が法人の事業である場合には経営改善措置等に関する計画の承認を受けた日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には経営改善措置等に関する計画の承認を受けた日から五年を経過する日の属する年分までとする。

5 国民健康保険税

- (1) 基礎課税額に係る課税限度額を六十七万円(改正前六十六万円)に引き上げ、子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額を三万円とする。(令第五十六条の八十八の二関係)
- (2) 低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する基準について、五割(四割・三割)減額の対象となる所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を三十一万円(改正前三十萬五千元)に、二割減額の対象となる所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を五十七万円(改正前五十六万円)に引き上げる。(令第五十六条の八十九関係)
- (3) 低所得者に対する減額及び出産被保険者に対する減額について、十八歳以上被保険者均等割額を対象に追加する。(令第五十六条の八十九関係)
- (4) 世帯に十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者(以下「十八歳未満被保険者」という。)がある場合においては、当該世帯の世帯主に対し課する十八歳未満被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額を減額するものとし、その減額する額の基準として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る当該被保険者均等割額とする。(令第五十六条の八十九関係)

第三 その他

- 1 国税犯則調査手続の見直しに伴い、地方税犯則調査手続について、次のとおり見直しを行う。

- (1) 電磁的記録に係る証拠収集手続について、次の措置を講ずる。

イ 当該徴税吏員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、裁判官があらかじめ発する許可状により、電磁的記録を保管する者又は電磁的記録を利用する権限を有する者に対して、次に掲げる方法(電磁的記録を利用する権限を有する者に対しては、電磁的記録を記録媒体に記録させるものに限る。)により必要な電磁的記録を提供することを命ずる命令(以下「電磁的記録提供命令」という。)をすることができることとする。また、その命令違反に対する罰則を設ける。(法第二十二条、第二十二条の四関係)

(イ) 電磁的記録を記録媒体に記録させ又は移転させて当該記録媒体を提出させる方法